

# 平成28年度事業報告

自 平成28年7月 1日

至 平成29年6月30日

一般社団法人日本資金決済業協会

## 目 次

I	概況	1
II	取引の適正化と利用者等保護への取組み	1
	1. 登録申請・発行の届出及び基準日報告等に係る相談・指導等	1
	2. 契約内容等の適正化	1
	（1）協会自主規制規則等の一部改正	
	（2）資金決済法関係法令集の改定	
	（3）定款・諸規則集の改定	
	（4）基準日報告関連FAQの作成・掲載	
	3. サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応	3
III	資金決済業者の経営基盤強化への取組み	3
	1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催	3
	2. 金融審議会「金融制度WG」等への対応	4
	（1）金融審議会への対応	
	（2）決済高度化官民推進会議の開催	
	3. 電子マネーに関する消費者問題についての建議	5
	4. 改正資金決済法の政令・内閣府令及び事務ガイドラインの一部改正	6
	5. 金融庁事務ガイドラインの一部改正	6
	6. テロ資金に関するG7行動計画について	7
	7. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の一部改正	7
	8. 役員等の氏名の使用に係る内閣府令等の一部改正	7
	9. 疑わしい取引の届出における届出書の入力要領の改訂	8
	10. パスポートを利用した偽名による取引の手口について	8
	11. 前払式支払手段又は資金移動業に関する内閣府令別紙様式の一部改正	8
	12. 会員の社内研修用教材の作成、会員への提供	8
	13. 協会ウェブサイト会員専用ページの一部改修について	9
	14. マイクロソフト製品の脆弱性対策について	9
	15. サイバー攻撃に対する注意喚起について	9
	16. 外交官等に対する住居証明書の取扱いについて	10
	17. 諸外国の金融規制上の問題に関する要望事項について	10
	18. 関係官庁からの要請や提供された情報の会員への周知	10
IV	会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査	10
V	資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応	10
	1. 資金移動業に関する相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応	11
	2. お客さま相談室	11
	3. 相談・苦情等の受付状況、集約整理、会員への還元	11
VI	前払式支払手段に係る情報提供事項の会員に代わる周知	11
VII	資金決済業に関する調査・研究	11
	1. 第18回前払式支払手段発行业実態調査	12
	2. 第5回前払式支払手段の利用実態調査	12
VIII	資金決済業に関する広報・啓発活動	12

1.	金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する説明会及び協会事業活動の広報の実施	12
2.	セミナー等における講師活動等	14
3.	協会パンフレット（協会のご案内）の配布	16
4.	消費者向け啓発パンフレット及び事業者向けリーフレットの配布	16
5.	協会ウェブサイトの会員紹介コーナーへの追加掲載等について	16
6.	前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報の広報	16
7.	協会ニュースの発行	16
8.	決済協速報の配信	17
9.	資金決済関連情報の配信	17
IX	セミナー・研修等の実施	17
1.	セミナーの開催	17
2.	前払式支払手段又は資金移動業の実務担当者向け研修会の開催	18
X	組織運営の円滑化	18
1.	理事会の開催（第128回～第132回）	18
2.	社員総会の開催（第22回定時社員総会）	19
3.	総務委員会の開催（第27回～第30回）	19
4.	政策委員会の開催（第25回～第28回）	20
5.	自主規制委員会の開催（第15回）	20
6.	資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催（第11回、第12回）	21
7.	懇談会及び賀詞交歓会の開催	21
XI	協会の組織体制の強化等	21
1.	会員数拡大に向けた取組み	21
2.	組織体制の強化	21
XII	会員及び役員の状況	21
1.	会員の状況	21
2.	会員の異動	21
	（1）入会	
	（2）退会	
	（3）会員資格喪失	
	（4）会員種別変更	
	（5）商号変更	
	（6）会員名簿	
3.	役員の状況	23
4.	役員の異動	24
	（1）任期満了	
	（2）辞任	
	別紙1（会員名簿）	25
	別紙2（役員名簿）	41
	参考資料1	42
	参考資料2	47
	参考資料3	49

## I 概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第87条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、苦情及び紛争への対応、会員調査、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等、様々な事業活動を行っている。

平成28年度において、協会は、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（以下「金融制度WG」という。）でのFinTechの進展等に伴う決済を巡る制度面の課題に係る検討・審議に参加したほか、サーバ型前払式支払手段を悪用する架空請求等詐欺被害の発生が依然として継続していること等を踏まえ、金融庁・財務局や独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）等と連携し、詐欺被害防止のために消費者向けの広報・啓発に取り組んでいるところである。

また、資金決済法等に関する消費者向け啓発パンフレット及び事業者向けリーフレットを財務局、事業者、消費生活センター等に配布しているほか、金融庁の協力の下、各財務局と連携した資金決済法等に関する説明会を開催し、資金決済法等に関する普及・啓発活動を行うとともに、併せて協会事業活動等について説明することなどにより協会への一層の理解と認知度向上に努めているところである。

前払式支払手段の発行額は、資金決済法施行以降、每期順調に増加しており、27年度発行額は23兆9,972億円と前年度比で5,825億円増となっている。

また、資金移動業への参入は29年6月末現在49社が登録され、資金移動業者の総取扱金額は、27年度5,479億円と前年度比30%増と引き続き高い成長を遂げている。

なお、29年6月末現在の会員は282社（第一種会員217社（前払式支払手段発行者182社 資金移動業者47社 うち兼業12社）、第二種会員65社）と期初から13社の増加となっている。

## II 取引の適正化と利用者等保護への取組み

### 1. 登録申請・発行の届出及び基準日報告等に係る相談・指導等

会員の行政への報告・届出等に係る相談・指導等は、協会の事業活動の重要な位置づけとして定着しており、平成28年度において148件の変更届出書、基準日報告、供託等届出書及び発行保証金取戻承認申請書等に係る相談・指導を行った。また、会員、事業者及び消費生活センター等から資金決済法等に係る多数の照会・相談等が寄せられ、法律顧問とも連携し、適切に処理した。

### 2. 契約内容等の適正化

#### （1）協会自主規制規則等の一部改正

①第3次FATF対日相互審査結果やFATF勧告の改定等、マネー・ローンダリン

グを取り巻く情勢の変化を踏まえ、26年10月に国会に提出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正犯罪収益移転防止法」という。）が同年11月可決成立し、改正犯罪収益移転防止法の施行（28年10月1日）を踏まえ、関係政省令の整備、金融庁事務ガイドライン（資金移動業者関係）の「取引時確認、疑わしい取引の届出」に係る一部改正が行われたこと、②27年8月、消費者委員会から金融庁に対し「電子マネーに関する消費者問題について」の建議が行われたことを受け、28年8月、事務ガイドラインの一部改正（サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害の発生が認められている発行者における被害の防止及び被害回復に向けた態勢整備に関する着眼点及び加盟店管理義務における公序良俗違反の概念の明確化を追記）が行われたこと、③「障害を理由とする差別の解消に関する法律」等の施行を受け、事務ガイドラインの一部改正（障害者差別解消法等に則った態勢整備に係る着眼点を追記）が行われたことを踏まえ、資金移動業の自主規制規則「取引時確認、疑わしい取引の届出等の措置」の一部改正案、社内規程モデルの「取引時確認等の措置」の一部改正案、前払式支払手段の自主規制規則・協会ガイドラインの「加盟店の管理」の一部改正案及び「任意の払戻し禁止の例外」の一部改正案、前払式支払手段及び資金移動業の自主規制規則の「法令等の遵守態勢の整備等」の一部改正案、コンプライアンス（資金移動業にあってはコンプライアンスに係る基本方針等）に関する社内規程モデルの一部改正案について、12月1日に開催された第15回自主規制委員会において検討・審議を行い一部修正のうえ承認された。29年1月11日に開催された第130回理事会において、上記自主規制規則・協会ガイドラインの一部改正案が承認され、社内規程モデルについては報告が行われた。

29年1月12日付で、会員に対し、上記自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの改正内容及びその概要について周知した。

## （2）資金決済法関係法令集の改定

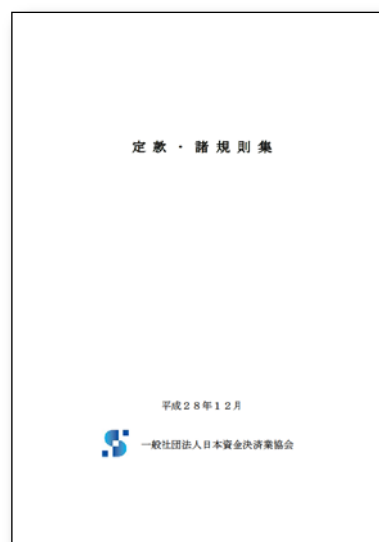
資金決済法、政令、内閣府令・別紙様式、保証金規則・様式、告示、前払式支払手段及び資金移動業に関する事務ガイドラインに加え、政府令・事務ガイドラインに係るパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等を一冊にとりまとめた「資金決済関係法令集」について、28年10月末までの法令・ガイドライン等の改正内容を反映させるとともに、当該政府令・ガイドラインの一部改正案に係るパブリックコメントに対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方等を取りまとめて編集・改定し、28年12月、会員に配布した。



## （3）定款・諸規則集の改定

定款の一部改正（監事の員数に係る改正）、入会金及び会費に関する規則の一部改正（資金移動業者の会費基準等に係る改正）、自主規制規則・協会ガイドラインの一部改

正（システムリスク管理、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ管理及び利用者情報管理の改正）等が行われたことを踏まえ、「定款・諸規則集」を編集・改定し、28年12月、会員に配布した。



#### (4) 基準日報告関連FAQの作成・掲載

会員や事業者から基準日報告等に関し多く寄せられる質問事項等について、関東財務局と連携し、意見交換等を行った上で、「無償ポイントの取扱い、回収額に含めるものや決済された商品が返品された場合の前払式支払手段に係る帳簿処理の取扱い」などについて、

「基準日報告関連FAQ」としてとりまとめた上で、29年1月26日に協会ウェブサイト上の「前払式支払手段についてよくある質問」のコーナーに掲載するとともに、会員に対し周知した。

(参考資料1)

### 3. サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応

協会は、サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等の詐欺被害の防止のために、昨年度に続き、国民生活センター・地方自治体等が主催する行政職員及び消費生活相談員を対象とした研修に協会から講師を派遣し、サーバ型前払式支払手段の消費者トラブル等への対応について説明を行ったほか、「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！」と題するちらし及びクリアファイルを上記研修会や財務局（財務局管内の大学、高校の学生向け講座等で活用）等に配付するなど、消費者向けの啓発・広報に取り組んだ。

また、金融庁が政府インターネットテレビにおいて「プリペイドカード詐欺に注意！！～「カードのID番号を教えて」は危ない～」と題するプリカ詐欺啓発動画（被害事例、被害に遭わないための対策等について解説）を作成し公開したことから、28年7月、会員に対し当該動画の活用等について周知するとともに、上記研修会での説明に当該動画を活用した。

(参考資料2)

## III 資金決済業者の経営基盤強化への取組み

### 1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

23年5月に始まった金融庁と会員との意見交換会は、本年度も引き続き開催され、第12回は資金移動業関係（28年12月9日）、第13回は前払式支払手段発行者関係（29年6月8日）について意見交換が行われ、金融庁から監督局、総務企画局、検査局及び関東財務局の担当官、協会側から資金移動業者関係は会員各社（計28社）、前払式支払手段発行者関係は理事、政策委員会の委員等（11社）が出席した。資金移動業者関係の意見交換会では、監督局から「平成28事務年度金融行政方針の概要及び監督に係る

重点事項等について」、関東財務局から「監督現場からの留意事項について」、総務企画局企画課信用制度参事官室から「決済業務等の高度化に関するWG報告並びに改正資金決済法（資金移動業の一部廃止）及び政令・内閣府令の整備について」について、検査局から「資金移動業者に対するオンサイトについて」、また、前払式支払手段発行者関係の意見交換会では、監督局から「監督に係る重点事項等について」、関東財務局から「監督現場からの留意事項について」、総務企画局企画課信用制度参事官室から「資金決済法の改正の状況について」、検査局から「前払式支払手段発行者に対する金融検査の現状について」説明があり、その後意見交換が行われた

なお、前払式支払手段発行者関係の意見交換会及び資金移動業者関係との意見交換会の当局側説明及び会員と金融庁等とのやりとりについて、協会において議事録としてとりまとめ、金融庁等との調整を経て、28年6月開催の前払式支払手段発行者関係については28年7月、28年12月開催の資金移動業者関係については、29年3月、それぞれ意見交換会議事録として会員に配信した。

## 2. 金融審議会「金融制度WG」等への対応

### (1) 金融審議会への対応

- ① 27年12月に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（以下「決済WG報告」という。）において、「金融・IT融合の進展等に伴い、決済業務をはじめとする各種の金融サービスが総合的に提供され、また、利用者においても各種の決済手段を一体的に利用していくようになっていくことを踏まえると、(中略)様々なサービスが柔軟に展開されていくことを可能とするような業務横断的な規制体系の構築を検討すべきである。(中略)一方で、上述のような法体系の構築を目指す場合、それがかえってイノベーションの進展を阻害しないよう、リスクに応じた規制との観点に留意しておく必要がある。」とされたところである。
- ② これらを受け、28年7月に金融審議会「金融制度WG」が設置され、FinTechの進展等に伴う金融サービスのイノベーションを踏まえ、金融庁から、論点として、①サーバ型プリペイドカードを用いた送金と決済の例（ID番号をEメールで送付することにより、隔地者間での汎用性の高いプリペイドカードの価値の移転が可能とされるなど、資金移動と近接した機能を提供するサーバ型プリペイドカードの例）、及び資金移動業、プリペイドカード業、貸金業などそれぞれの登録業務を組合せたビジネスモデルの例（プリペイドカードの発行により、アカウントに入金した資金により、預りサービス、ネットモールでの支払、個人間の送金、取引情報のビッグデータを活用したモール出店者向け融資、金融商品の購入など、これらの業務の組み合わせることにより銀行とほぼ同様の業務が行えるとした例）が挙げられ、このように規制領域をまたがる金融サービス等の展開の余地が拡大しているとしてその環境整備（現在の各業法別の法制度のあり方）について、また、②金融機関と顧客の間に立ち、顧客からの委託を受けてITを活用した決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業とする中間的業者（以下「電子決済等代行業者」という。）が登場してきているとして、その環境整備についてどのように対応すべきかといった観点から問題提起がなされ、検討・審議が開始された（第

1回、第2回)。第3回会合において、決済に関する中間的業者の取扱いについて、欧米における制度面での対応に関する説明が行われ、第4回会合において事務局が作成した討議資料「決済に関する中間的業者の取扱い」の説明及び中間的業者からプレゼンテーションが行われ、その後、中間的業者の取扱いに係る制度整備について審議が行われた。

- ③ 第5回会合において、これまでの検討・審議を踏まえ事務局がとりまとめた「金融制度WG」報告(案)(利用者保護を確保しつつ、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションを進めていく必要があり、そのための制度的枠組みの整備として、①電子決済等代行業者へ登録制の導入、情報の適切な管理、業務管理体制の整備等を求める、②電子決済代行業者に対し金融機関との契約締結を求める、③金融機関は契約締結の可否に係る判断基準を策定・公表すること等)が提示され、審議が行われとりまとめの上、12月27日に「金融制度WG」報告として公表された(当該報告においては、上記の規制領域をまたがるようなサービスへの対応を含め、今後も決済関連法制その他の金融制度に関する審議を継続していくこととされた。)。当該報告を踏まえ、29年3月3日、電子決済等代行業者に対し登録制を導入し、利用者保護の体制整備等を求める「銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月26日に可決・成立し、6月2日に公布された。

協会においては、臨時委員会「資金決済法に関するフォローアップ委員会」を開催し、金融制度WGでの審議状況や金融庁の動向等に関する情報を共有しつつ議論を行った。なお、協会は委員として金融制度WGに参加しており、必要に応じ意見等を申し述べてきたところである。

## (2) 決済高度化官民推進会議の開催

28年6月、決済WG報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換をすることを目的に「決済高度化官民推進会議」が設置され、28年6月8日に第1回会合、29年1月11日に第2回会合、29年6月21日に第3回会合が開催された。同会議では、①オープン・イノベーション、IT分野の技術革新の実用化、決済高度化の推進を柱とした決済高度化・フィンテックを巡る金融庁等関係者の取組み、②決済WG報告書で提言された課題(XML電文への移行等13項目)への全銀協の取組状況に加え、③手形・小切手の電子化及び税・公金収納の効率化等について、これらの進捗状況等の報告や意見交換が行われている。協会も同会議にメンバーとして参加している。

## 3. 電子マネーに関する消費者問題についての建議

27年8月、金融庁は消費者委員会から「電子マネーに関する消費者問題について」の建議を受けたことを踏まえ、建議事項である「加盟店管理の制度整備」及び「電子マネーのIDを詐取されることによる被害の防止対策」について、事務ガイドラインの見直しを行うことで対応することとし、27年11月、金融庁から協会に対し「サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応」に係る事務ガイドラインの改正案について事前に協議を受けたことから、会員に対し意見募集を実施し、意見等をとりまと



めて金融庁に対し提出するとともに協議を行った。また、決済WG報告での指摘も踏まえ、28年3月、金融庁から「加盟店管理の制度整備」への対応として「公序良俗違反」について、「犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠く恐れがある場合を広く含むものである。」ことを明確化する事務ガイドラインの一部改正案について事前に協議を受けたことから、会員に対し意見募集を実施し、会員からの意見等を取りまとめて金融庁に提出した。

28年6月3日、金融庁は、上記内容の前払式支払手段発行者に係る事務ガイドラインの一部改正案を公表し、パブリックコメントを実施したことを受け、協会において会員に対し意見募集を実施するとともに、28年7月、政策委員会で検討を行い、金融庁に対し意見を提出し協議を行った。28年8月4日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し、コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。

#### 4. 改正資金決済法の政令・内閣府令及び事務ガイドラインの一部改正

平成28年通常国会で成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、28年12月28日に改正資金決済法の政令・内閣府令及び事務ガイドラインの一部改正案が公表され、パブリックコメントが実施されたことを受け、会員に対し意見募集を実施した。金融庁と意見交換を行いつつ、会員から提出された質問等を踏まえてとりまとめを行い、政策委員会で討議を行った上で、29年1月26日に「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)に対する意見・質問について」を金融庁に提出した。29年3月24日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し、コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。

#### 5. 金融庁事務ガイドラインの一部改正

(1) 改正犯罪収益移転防止法が施行されることを踏まえ、28年5月13日、金融庁は、事務ガイドライン(資金移動業者関係)の「取引時確認、疑わしい取引の届出」に係る一部改正(案)を公表するとともにパブリックコメントを実施したことを受け、会員に対し意見募集を実施した。28年7月27日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、28年8月、会員に対し、コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行を踏まえ、28年6月10日、金融庁は、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係及び資金移動業者関係)について「障害者への対応」に係る一部改正(案)(障害者差別解消法等に則り適切な対応を行うなどの態勢整備に係る着眼点を追記)を公表し、パブリックコメントを実施した。28年9月9日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し、コメントの概要それに対する金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。

(3) 改正個人情報保護法の施行を踏まえ、金融庁において、29年3月、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係及び資金移動業者関係)の「利用者に関する情報管

理態勢」について、改正金融分野ガイドライン・実務指針に加え、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編等4つのガイドラインで構成）の規定に基づく適切な措置の確保等を求めること等を内容とする一部改正が行われたことから、会員に対し改正内容等について周知した。

#### 6. テロ資金に関するG7行動計画について

28年5月に仙台市で開催されたG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議において、「テロ資金対策に関するG7行動計画」が採択され、その中の「2. G7による将来的な基準強化の検証 (b)」において、「すべてのG7各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段にFATF基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF加盟国間で新たな決済手段に関するこれらの基準の実施を推奨するようFATFと協働する。」とされ、その検証の期限が28年9月末とされた。28年10月11日、G7による将来的な基準強化の検証の結果として、「仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段のテロ資金供与リスクが高まっており、G7各国はFATFガイダンスに準拠しつつ、これらにFATF基準を適用する、または適用に取り組むことを確認した。G7各国では、プリペイドカードと仮想通貨について、マネロン・テロ資金供与対策に関する規制が導入されている、又は近々導入される予定となっている。」との公表が行われた。

(参考) 上記の検証結果に係る公表文書(仮訳)では財務省注として「日本では、既に現金引出可能なプリペイドカードについては、資金移動業としての規制が導入されている。(以下略)」とされている。

#### 7. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の一部改正

改正個人情報保護法の施行を踏まえ、28年12月15日に金融庁及び個人情報保護委員会は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」を公表し、パブリックコメントを実施したことを受け、会員に対し意見募集を実施し、会員からの意見等を取りまとめて、29年1月12日に金融庁に提出した。29年2月28日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し、コメントの概要及びそれに対する個人情報保護委員会及び金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。また、29年3月、金融庁及び個人情報保護委員会において、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の改正が行われたことから、会員に対し改正内容等について周知した。さらに、29年5月「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)において、別途公表することとされていた金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの適用を受ける事業者への報告先等について、個人情報保護委員会から公表されたとして周知依頼があったことを受け、会員に対し、漏えい等事案発生時の報告先等について周知した。

#### 8. 役員等の氏名の使用に係る内閣府令等の一部改正

28年12月28日、金融庁は同庁への提出書類において役員等の氏名を記載する際に、旧姓のみを使用することを可能とする内容の前払式支払手段又は資金移動業者に関

する内閣府令、発行保証金規則又は履行保証規則、事務ガイドラインの改正案を公表し、パブリックコメントを実施したことを受け、会員に対し意見募集を実施した。29年3月23日付でパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し、コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方並びに改正内容等について周知した。

#### 9. 疑わしい取引の届出における入力要領の改正

改正犯罪収益移転防止法の施行に伴い、28年9月、警察庁において、「疑わしい取引の届出における入力要領」について、取引時確認情報の「法人顧客の担当者等が特定取引等の任に当たっていると認めた理由」や「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」欄等について入力要領の改正が行われたことを踏まえ、金融庁から会員への上記入力要領の改正について周知依頼があったことを受け、会員である資金移動業者に対しその旨周知を行った。

#### 10. パスポートを利用した偽名による取引の手口について

28年12月、警察庁から金融庁を通じ、正規に発給を受けたパスポートの所持人自署欄のローマ字表記を悪用し、所持人記名欄に虚偽の氏名・住所等を自署し、これを金融機関等に提示して、偽名で預貯金口座開設等の取引を行う事案が発生したとして、本人特定事項を確認する際には、パスポートの「所持人自署欄」が漢字以外（ローマ字等）の表記となっている場合は、可能な限り他の本人確認書類等の併用により漢字表記を確認するなど偽名による取引の防止に努めるよう周知依頼があったことを受け、会員である資金移動業者に対しその旨周知を行った。

#### 11. 前払式支払手段又は資金移動業に関する内閣府令別紙様式の一部改正

29年3月、金融庁において、同庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等の改正及び銀行法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、前払式支払手段及び資金移動業に関する内閣府令別紙様式、発行保証金及び履行保証金規則の様式、前払式支払手段及び資金移動業に関する事務ガイドラインの様式が一部改正されたことから、29年4月、改正後の様式を協会ウェブサイトに掲載するとともに、当該様式の主な改正箇所をとりまとめて会員に対し周知した。

#### 12. 会員の社内研修用教材の作成、会員への提供

資金決済法に関する知識について会員の理解を一層深めるため、会員が実施するコンプライアンス研修等の教材の一つとして活用できるように、前払式支払手段及び資金移動業の別に、資料編、問題及び解答・解説編（20問で構成）を作成し、29年6月に会員に対しデータで提供するとともに、協会ウェブサイトの会員専用参考資料・統計資料の欄に掲載した。

前払式支払手段に関する社内研修用資料  
(概要・実務編)

平成28年度

一般社団法人日本資金決済業協

©2016 Japan Payment Service Association

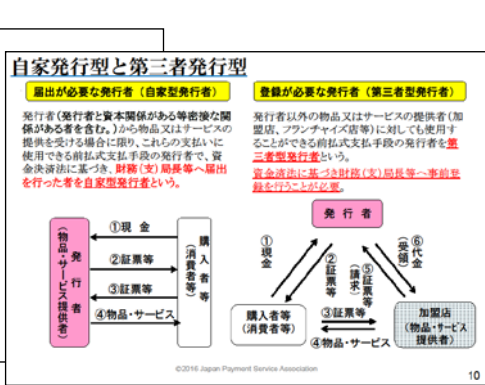
目次

I 研修資料

II 問題

III 解答及び解説

IV 解答用紙



資金移動業に関する社内研修用資料  
(概要・実務編)

平成28年度

一般社団法人日本資金決済業協

©2016 Japan Payment Service Association

【形態】  
第4問

資金移動業の資金移動サービスには大きく分けます。特徴を読んで語群からの形態に該当させます。

ア カードに入金したお金をATMから引き出すことができる。

イ 直接お店に行って店頭でお金を渡し、他店でお金を渡すことができる。

ウ インターネット上で口座開設をし、開設してお金を送ることができる。

【語群】

営業店型 システム利用型 カード・インターネット・モバイル型 直接型

第4問	解説
<p>① カード・証書型</p> <p>② 営業店型</p> <p>③ インターネット・モバイル型</p>	<p>資金移動サービスにはいろいろな利用方法があります。</p> <p>(カード・証書型)</p> <p>依頼人が資金移動業者に送金専用口座を開設及び専用カードを作成。予め入金したカードを持って渡渡し、提携先の店舗等において現地通貨で引き出す。あるいは提携先の加盟店で支払いに当てるサービス(継続的な利用)</p> <p>依頼人が資金移動業者から一定の金額が記載されたカードや証書(マネーオーダー=M/O)を発行してもらい、M/Oを受取人に交付。受取人が資金移動業者にM/Oを持参し現金を受け取るサービス(1回限りの単発的な利用)</p> <p>(営業店型)</p> <p>依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込み、別の営業店で受取人が現金を受け取るサービス(1回限りの単発的な利用若しくは会員登録等による継続的な利用)</p> <p>(インターネット・モバイル型)</p> <p>依頼人が資金移動業者に送金専用口座(アカウント=A/C)を開設し、インターネットや携帯端末を利用し、受取人のアカウントの内で資金を移動するサービス(継続定期的な利用)</p>

### 1.3. 協会ウェブサイト会員専用ページの一部改修について

28年9月、会員専用ページに会員から問い合わせが多い協会への届出様式を掲載している「定款の施行に関する規則による協会への届出様式」のボタンを目立つ色に変更したほか、会員限定の「会員専用参考資料・統計資料」のページを創設した。(参考資料3)

### 1.4. マイクロソフト製品の脆弱性対策について

29年5月、マイクロソフト製品の脆弱性により、ランサムウェアの感染に悪用され、国内を含めた世界各国で被害が発生しているとの報道があったことを受け、マイクロソフト及び情報処理推進機構が推奨している脆弱性対策が掲載されているウェブサイトを会員に案内し、当該対策を踏まえ、適切に対応するよう注意喚起を行った。

### 1.5. サイバー攻撃に対する注意喚起について

- (1) 29年6月23日、金融庁から、金融機関職員等のメールアドレスに対して、身代金を要求する脅迫メールを送りつけるという事案が報道されていること、6月30日にも、続報として複数の金融機関で、同様の脅迫メールが確認されており、また、デモンストレーションと思われる短時間のDDoS攻撃も発生しているとして、注意喚起と留意事項の周知依頼があったことを受け、それぞれ会員に対し注意喚起とともに留意事項について周知を行った。
- (2) 29年6月28日、金融庁から、欧米をはじめとする世界各国において、ランサムウェアによる大規模なサイバー攻撃が確認されているとして、注意喚起及び要請事項

の周知依頼があったことを受け、会員に対し注意喚起とともに要請事項について周知を行った。

#### 16. 外交官等に対する住居証明書の取扱いについて

29年6月、外務省から、同省において外交官等が金融機関等の窓口において銀行口座の開設等の受付時の審査を受ける際に現行の身分証明票に住居が記載されていないため法令上本人確認書類として認められず、銀行口座開設等ができない不都合が生じているため、29年9月1日から駐日外国公館に勤務する外交官等に対して住居証明書を発給すること及び当該証明書は犯収法上の本人確認書類に該当すること（外務省は警察庁へ照会し、本人確認書類に該当する旨回答を得たとしている。）について、金融庁を通じ周知に係る協力要請等があったことを受け、会員に対しその旨周知を行った。

#### 17. 諸外国の金融規制上の問題に関する要望事項について

28年8月、金融庁から、同庁の国際業務及び経済連携協定交渉等における今後の方針の検討のため、資金決済業者を含む金融業界に対し、諸外国において本邦金融機関等が直面している金融規制上の問題に関する意見・要望について調査依頼があったことを受け、会員に対し、意見・要望に係る調査協力を依頼した。

#### 18. 関係官庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等から周知依頼の要請があった「FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」、「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について」、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に対する措置について、北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2321号の採択及び我が国独自の金融関連措置について」、「金融機関が顧客から個人番号・法人番号の告知を受ける際の取扱いに関するFAQについて」、「全従業員等に対するマイナンバー制度の周知・広報について」、「中小企業向け個人情報保護法全国説明会について」、「個人情報保護委員会における個人情報保護相談ダイヤル等の設置について」、「日本標準時における「うるう秒」の調整について」等について、会員に対し周知を行った。

### IV 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

平成28年度の会員の法令等遵守状況に係る調査については、28年7月、前払式支払手段発行者17社程度及び資金移動業者3社程度合計20社程度を計画し、社内規程の整備状況及びその実効性の確保の状況、加盟店及び業務委託先の管理状況、表示・情報提供の状況、利用者保護等に関する措置の状況、未使用残高・未達債務の額又は発行保証金・履行保証金の正確性・供託状況及び苦情への対応状況等について、会員調査を実施することを会員に対し周知したところである。28年度は当該会員調査計画に則り、前払式支払手段発行者17社及び資金移動業者3社合計20社に対し会員調査を実施した。

## V 資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

### 1. 資金移動業に関する相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員の金融ADR措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情解決処理、資金移動業関連紛争については、22年9月15日付で協会と東京三弁護士会との間で締結した「会員の紛争解決措置として東京三弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとなっている。

28年度は、紛争解決措置として上記のあっせん・仲裁センターに対する（協会を経由しない）申し立てが1件行われた。

### 2. お客様相談室

22年9月30日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ウェブサイトを利用案内を掲載している。28年度のお客様相談室扱いは184件、うち苦情32件となっている。

### 3. 相談・苦情等の受付状況、集約整理、会員への還元

28年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりであり、相談・苦情等について適切に処理した。また、24年6月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・とりまとめを行い、27年度の分析結果については28年8月12日に、28年度上期（7月～12月）の分析結果については29年3月13日に、会員に対しフィードバックした。

	受付件数				うちお客様相談室扱い		
		前払式 支払手段	資金 移動業	その他	前払式 支払手段	資金 移動業	その他
相談	2,243	1,761	287	195	106	20	26
苦情	45	18	27	—	14	18	—
紛争	1	—	1	—	—	—	—
	2,289	1,779	315	195	120	38	26

## VI 前払式支払手段に係る情報提供事項の会員に代わる周知

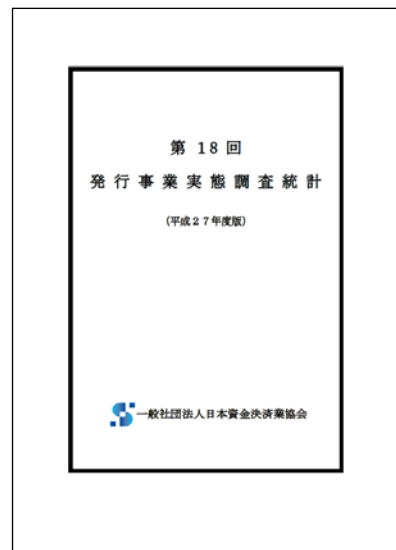
資金決済法第13条第2項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段に係る情報提供事項の一部を会員からの委託を受け協会ウェブサイト上で代替周知しているところである。本年度も、会員からの委託に基づき、発行者に代わり協会のウェブサイト上で周知した。

周知受託会員 88社 262前払式支払手段

## VII 資金決済業に関する調査・研究

## 1. 第18回前払式支払手段発行业実態調査

第三者型発行者及び自家型発行者1820社を対象に調査を実施(回答率は50.3%)し、「発行业実態調査統計(平成27年度版)」としてとりまとめて、28年10月に会員及び回答者に送付するとともに、協会ウェブサイトに掲載・公表した。



## 2. 第5回前払式支払手段の利用実態調査

29年4月、前払式支払手段を中心に、消費者の支払手段の実態及び資金決済法の浸透度を把握するため、全国の18歳から69歳までの2,060名(本調査)(事前調査は10,000名)を対象に5回目の調査(支払手段について、モバイル、非接触型クレジット、おまけポイント、仮想通貨を追加するなど調査項目を一部見直し)を実施した。また、調査結果(要約版)については、とりまとめを行い、29年6月、協会ウェブサイトに掲載・公表するとともに会員に対しその旨周知した。



## VIII 資金決済業に関する広報・啓発活動

### 1. 金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する説明会及び協会事業活動の広報の実施

資金決済法等に関する普及啓発、広報活動の一環として、金融庁の協力の下、平成24年から財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに「資金決済法等に関する説明会」を開催するとともに、併せて協会の事業活動等について説明し、協会への理解と認知度向上に努めている。本年度も資金決済法等の広報・啓発の推進及び協会への理解と認知度向上のため、財務局と共催し、以下のとおり、「資金決済法等に関する説明会」を開催した(28年度から三巡目)。

#### (1) 「資金決済法等に関する説明会(関東務局との共催)」(28年11月4日)

テーマ: 登録・届出・変更届出等の諸手続きについて、基準日報告・発行保証金の供託等について、払戻手続について、電子マネー詐欺にかかる注意喚起について、立入検査の指摘事項の動向について、発行业実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 関東財務局理財部金融監督官、金融監督第五課及び東京財務事務所担当官、協会専務理事等

参加者 284者 314名

#### (2) 「資金決済法等に関する説明会(近畿財務局との共催)」(29年1月27日)

テーマ: 資金決済に関する法律の概要説明について、登録・届出・変更届出等の諸手続きについて、基準日報告・発行保証金の供託等について、払戻手続につい

て、立入検査の指摘事項の動向について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 近畿財務局理財部金融監督第四課担当官、協会専務理事等

参加者 92者 136名

(3)「資金決済法等に関する説明会（東海財務局との共催）」（29年3月17日）

テーマ：資金決済法に関する諸手続の留意事項について、立入検査について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 東海財務局理財部金融監督第四課担当官、協会専務理事等

参加者 78者 107名

(4)「資金決済法等に関する説明会（福岡財務支局との共催）」（29年4月14日）

テーマ：変更届出等の諸手続き及び基準日報告書等における留意点について、払戻手続における留意点について、立入検査の指摘事項の動向について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 福岡財務支局理財部金融監督第三課担当官、協会専務理事等

参加者 41者 57名

(5)「資金決済法等に関する説明会（中国財務局との共催）」（29年5月11日）

テーマ：資金決済法の概要、登録、届出、変更届出等の諸手続きにおける留意点、基準日報告書関係、発行保証金保全措置関係（供託等）、払戻手続（留意点等）、法令の改正について、立入検査における指摘事例等、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 中国財務局理財部金融監督第三課担当官、協会専務理事等

参加者 50者 61名

（これまでの実績）

（一巡目）

日 時	財務局名	出席者数	登録・届出發行者数	備 考
24年5月14日	関東財務局	139者 159名	663	協会セミナー
25年2月1日	近畿財務局	101者 129名	215	財務局との共催
25年4月12日	東海財務局	86者 112名	181	〃
25年6月7日	中国財務局	51者 63名	102	〃
25年11月1日	福岡財務支局	46者 62名	83	〃
25年12月3日	四国財務局	34者 38名	70	〃
26年2月14日	九州財務局	33者 50名	82	〃
26年4月18日	北陸財務局	43者 59名	96	〃
26年5月21日	北海道財務局	30者 44名	72	〃
26年6月10日	東北財務局	78者 101名	251	〃
26年6月18日	沖縄総合事務局	13者 23名	12	〃
合 計		654者 840名	1,827	〃



(注) 登録・届出發行者（みなし発行者は除く。）は平成 26 年 6 月末現在

(二巡目)

日 時	財務局名	出席者数	登録・届出發行者数	備 考
26 年 11 月 4 日	関東財務局	295 者 314 名	691	財務局との共催
27 年 2 月 25 日	東海財務局	82 者 102 名	185	〃
27 年 3 月 9 日	近畿財務局	88 者 135 名	220	〃
27 年 4 月 28 日	福岡財務支局	34 者 43 名	81	〃
27 年 5 月 14 日	中国財務局	50 者 53 名	102	〃
27 年 10 月 5 日	四国財務局	27 者 36 名	63	〃
27 年 11 月 30 日	九州財務局	36 者 47 名	82	〃
28 年 2 月 9 日	沖縄総合事務局	10 者 15 名	13	〃
28 年 3 月 16 日	北陸財務局	30 者 40 名	81	〃
28 年 4 月 22 日	北海道財務局	31 者 39 名	74	〃
28 年 6 月 9 日	東北財務局	59 者 73 名	243	〃
合 計		742 者 897 名	1,835	

(注) 登録・届出發行者（みなし発行者は除く。）は平成 28 年 6 月末現在

(三巡目)

日 時	財務局名	出席者数	登録・届出發行者数	備 考
28 年 11 月 4 日	関東財務局	284 者 314 名	727	財務局との共催
29 年 1 月 27 日	近畿財務局	92 者 136 名	229	〃
29 年 3 月 17 日	東海財務局	78 者 107 名	187	〃
29 年 4 月 14 日	福岡財務支局	41 者 57 名	87	〃
29 年 5 月 11 日	中国財務局	50 者 61 名	103	〃

(注) 登録・届出發行者（みなし発行者は除く。）は平成 29 年 6 月末現在

## 2. セミナー等における講師活動等

- (1) 国民生活センター主催「消費生活相談員研修専門・事例講座」（28 年 7 月 14 日、15 日）

テーマ：資金決済法の概要、前払式支払手段に関する消費者トラブルの事例

参加者 92 名

- (2) 公益社団法人札幌消費者協会主催「消費生活講座」（28 年 7 月 21 日）

テーマ：資金決済法の概要

参加者 33 名

- (3) 一般社団法人北海道消費者協会主催「平成 28 年度消費生活リーダー養成講座」（28 年 7 月 29 日）

テーマ：資金決済法の概要、前払式支払手段に関する消費者トラブルの事例

参加者 20 名

- (4) 一般社団法人北海道消費者協会主催「平成28年度消費者行政等支援セミナー」  
(28年9月8日)  
テーマ：資金決済法・前払式支払手段の概要及びよくある消費者トラブルの事例  
参加者 55名
- (5) 三重県環境生活部くらし交通安全課主催「消費生活相談員等勉強会」(28年9月28日)  
テーマ：前払式支払手段の概要とよくある消費者トラブルの事例  
参加者 17名
- (6) 和歌山県消費生活センター主催「市町村職員等研修講座」(29年1月13日)  
テーマ：資金決済に関するトラブルと対処法  
参加者 43名
- (7) 公益財団法人消費者教育支援センター主催(埼玉県より受託)「埼玉県消費生活相談員等研修」(29年1月19日)  
テーマ：資金決済法の概要と消費者トラブルの現状について  
参加者 27名
- (8) 国民生活センター・宮城県主催「平成28年度消費生活相談員研修「専門講座・地域コース(宮城県)」(29年2月10日)  
テーマ：資金決済法の概要と平成28年改正のポイント  
参加者 77名
- (9) 神奈川県県民局くらし県民部消費生活課主催「平成28年度消費生活行政担当職員レベルアップ研修(実務編)」(29年3月1日)  
テーマ：サーバ型前払式前払式支払手段のしくみと課題について  
参加者 29名
- (10) オール日本スーパーマーケット協会主催「経理財務情報交流会」(29年3月23日)  
テーマ：前払式電子マネーの資金決済法上のポイント  
参加者 25名
- (11) 一般財団法人対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)主催「ミプロ小口輸入セミナー」(29年5月19日)  
テーマ：資金移動サービスの現状と課題  
参加者 48名
- (12) 札幌市消費者センター(事業受託団体 公益社団法人札幌消費者協会)主催「平成29年度消費者月間特別講座」(29年5月28日)  
テーマ：新しい支払方法を使いこなそう  
参加者 34名
- (13) 茨城県消費生活センター主催「平成29年度第1回相談員スキルアップ等研修会」  
(29年5月30日)  
テーマ：消費者取引での決済方法とトラブルについて  
参加者 65名
- (14) 公益財団法人広告審査協会主催「平成29年度第2回媒体連絡会」(29年6月1

2日)

テーマ：資金決済における消費者保護について

参加者 56名

### 3. 協会パンフレット（協会のご案内）の配付

協会パンフレットについて、各財務局と共催で開催している資金決済法等に関する説明会の際に前払式支払手段発行者に配付するとともに、各種機会を通じ、協会の事業活動について紹介し、協会への一層の理解と認知度向上に努めた。

### 4. 消費者向け啓発パンフレット及び事業者向けリーフレットの配付

資金決済法等に関する消費者向け啓発パンフレット及び事業者向けの啓発リーフレットについて、財務局、事業者、消費生活センター等に配布し、引き続き資金決済法等に関する普及・啓発を行った。

### 5. 協会ウェブサイトの会員紹介コーナーへの追加掲載等について

会員からの要望を受けて、協会ウェブサイトの消費者向けコーナーに「会員の発行する前払式支払手段」及び「会員が行う資金移動サービス」を掲載し、事業者向けコーナーに「前払式支払手段の製造等に関わる協会会員一覧」、「発行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」及び「履行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」を掲載し、会員に関する情報を提供しているところである。28年9月、会員に対し新たな掲載や変更等に係る要望の募集を行い、28年10月、要望があった事項に係る会員に関する情報について同コーナーに掲載した。（新規・変更・削除をあわせ10件）

### 6. 前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報の広報

資金決済法に基づく払戻し手続を実施している会員の払戻しに関する情報（発行者の商号、前払式支払手段の名称、払戻し申出期間、連絡先等）のほか、会員以外の払戻し手続又は還付手続を実施している発行者の払戻し又は還付に関する情報について、協会ウェブサイトにおいて掲載し、広報・周知を行った（会員28件 会員外216件 計244件）。

### 7. 協会ニュースの発行

第21回（通巻64号・28年7月）

金融庁との意見交換会を開催

資金決済法等に関する説明会開催（沖縄・北陸・北海道・東北）

第126回理事会を開催

総務委員会（第25回、第26回）、政策委員会（第24回）を開催

セミナーを開催（第44回） 他

第22回（通巻65号・28年11月）

平成22回定時社員総会、社員総会後の懇談会を開催

第127回、128回、129回理事会を開催

総務委員会（第27回）、政策委員会（第25回）を開催  
セミナーを開催（第45回）

前払式支払手段実務担当者向け研修会を開催 他

第23回（通巻66号・29年4月）

平成29年賀詞交歓会を開催

金融庁との意見交換会を開催

理事会（第130回）を開催

資金決済法等に関する説明会を開催（関東、近畿）

総務委員会（第28回）、政策委員会（第26回）、自主規制委員会（第15回）、フ  
ォローアップ委員会（第11、12回）を開催 その他

## 8. 決済協速報の配信

資金決済法の法令及び事務ガイドライン並びに自主規制規則・協会ガイドライン及び  
社内規程モデルの改正、関係法令・ガイドライン等の改正、基準日報告・未達債務の額等  
報告等行政への定期報告に関する情報及び協会事業のお知らせなどについて、これまで  
45回、会員にメール配信した。

## 9. 資金決済関連情報の配信

資金決済業や関連業界の動き、行政関連ニュース等について集約し、これまで12回、  
会員にメール配信した。

## IX セミナー・研修等の実施

### 1. セミナーの開催

(1) 第46回セミナー（28年11月25日）

「FinTechの活性化に向けた金融庁の取り組みと今後の課題」

講師：金融庁総務企画局企画課信用制度参事室

企画官 神田 潤一 氏

参加者 会員 52社 75名

(2) 第47回セミナー（29年4月20日）

「資金決済業に係る改正個人情報保護法の影響と実務対応のポイント～金融分野に  
おける個人情報保護に関するガイドライン等を踏まえ～」

講師：片岡総合法律事務所 弁護士 永井 利幸 氏

参加者 会員 81社 121名

(3) 第48回セミナー（29年6月13日）

「改正資金決済法(前払式支払手段発行者・資金移動業者関連、仮想通貨に対する  
法制度整備)の概要」

講師：金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 課長補佐 井町 大慧 氏

課長補佐 小林 侑剛 氏

参加者 会員 68社 121名

## 2. 前払式支払手段又は資金移動業の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者又は資金移動業の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続等及び事務ガイドラインの留意点について研修会を実施した。

- (1) 第18回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」(28年9月28日、29日)  
テーマ:資金決済法の概要、変更届出書、発行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等  
参加者 21社28名
- (2) 第19回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」(29年5月23日、24日)  
テーマ:資金決済法の概要、変更届出書、発行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等  
参加者 47社58名
- (3) 第3回「資金移動業実務担当者向け研修会」(29年3月8日)  
テーマ:資金決済法の概要、変更届出書、履行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等  
参加者 22社24名

## X 組織運営の円滑化

### 1. 理事会の開催

- (1) 第128回(28年8月4日)
  - ①新規入会会員の承認の件
  - ②自主規制委員会の委員選任の件
  - ③平成27年度事業報告の承認の件
  - ④平成27年度計算書類等の承認の件
  - ⑤定款の一部変更の承認の件
  - ⑥第22回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
  - ⑦相談・苦情等の受付状況について
  - ⑧会員の異動状況について
- (2) 第129回(28年9月7日)
  - ①会長の選定の件
  - ②副会長の選定及び副会長の会長職務の代行者の順序を定める件
  - ③専務理事及び業務執行理事の選定の件
  - ④新規入会会員の承認の件
  - ⑤G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議「テロ資金対策に関するG7行動計画」について
  - ⑥会員の異動状況について
- (3) 第130回(29年1月11日)
  - ①新規入会会員の承認の件
  - ②前払式支払手段自主規制規則・協会ガイドライン及び資金移動業自主規制規則の

一部改正の承認の件

- ③政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
- ④審査委員会の委員選任の件
- ⑤審査委員会の委員長選任の件
- ⑥会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- ⑦社内規程モデルの一部改正について
- ⑧苦情・相談等の受付状況について
- ⑨会員の異動状況について

(4) 第131回(29年3月30日)

- ①新規入会会員の承認の件
- ②協会規程一部改正及び制定の件
- ③総務委員会の委員選任の件
- ④銀行法等の一部を改正する法律案の概要
- ⑤会員の異動状況について

(5) 第132回(29年6月22日)

- ①新規入会会員の承認の件
- ②協会規程一部改正の件
- ③平成29年度事業計画書(案)及び平成29年度収支予算書(案)の承認の件
- ④顧問の選任の件
- ⑤政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
- ⑥会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- ⑦会員の異動状況について

## 2. 社員総会の開催

(1) 第22回定時社員総会(28年9月7日)

- 報告 平成27年度事業報告の報告の件
- 議案 平成27年度計算書類の承認の件
- 報告 平成28年度事業計画書及び平成28年度収支予算書の報告の件
- 議案 定款の一部変更の承認の件
- 議案 理事18名選任の件
- 議案 監事2名選任の件

## 3. 総務委員会の開催

(1) 第27回(28年7月20日)

- ①委員長及び副委員長の選定について
- ②平成27年度事業報告(案)及び計算書類(案)について
- ③平成27年度相談・苦情等の受付・処理状況について
- ④会員の異動状況について

(2) 第28回(28年12月14日)

- ①平成28年度(12月9日迄)事業進捗状況について

- ②平成28年度（11月末迄）の相談・苦情等の受付状況について
- ③会員の異動状況について
- (3) 第29回（29年3月15日）
  - ①平成28年度（2月末迄）の事業進捗状況について
  - ②平成28年度（2月末迄）の相談・苦情等の受付状況について
  - ③平成29年度事業計画書（たたき台）について
  - ④会員の異動状況について
- (4) 第30回（29年6月7日）
  - ①副委員長の選定について
  - ②平成28年度（29年5月末迄）事業進捗状況報告について
  - ③平成29年度事業計画書及び収支予算（たたき台）について
  - ④会員の異動状況について

#### 4. 政策委員会の開催

- (1) 第25回（28年7月21日）
  - ①委員長及び副委員長の選定について
  - ②平成28年度 セミナー・研修会、広報活動等の年間計画について
  - ③資金決済法事務ガイドラインの一部改正案（パブリックコメントを受けた④の改正案）に対する対応について
  - ④資金決済法事務ガイドラインの一部改正案（架空請求等詐欺被害への対応）のパブリックコメントに対する対応の報告
  - ⑤利用実態調査について
- (2) 第26回（29年1月26日）
  - ①副委員長の選定について
  - ②改正資金決済法政省令（案）および事務ガイドライン等一部改正（案）に関するパブリックコメントへの対応について
  - ③金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等および監督指針等の改正（案）に対するパブリックコメントへの対応について
  - ④「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関するパブリックコメントへの対応について
- (3) 第27回（29年3月16日）
  - ①前払式支払手段発行事業実態調査の実施について
  - ②前払式支払手段利用実態調査の実施について
- (4) 第28回（29年6月15日）
  - ①平成29年度広報・啓発活動、セミナー・研修会の年間計画について
  - ②前払式支払手段利用実態調査の結果報告について

#### 5. 自主規制委員会の開催

- (1) 第15回（28年12月1日）

- ①委員長及び副委員長の選定について
- ②前払式支払手段自主規制規則・協会ガイドライン及び資金移動業自主規制規則の一部改正案について
- ③前払式支払手段及び資金移動業の社内規程モデルの一部改正案について

## 6. 資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催

### (1) 第11回(28年10月4日)

- ①金融制度ワーキング・グループの検討課題及びテロ資金対策に関するG7行動計画(プリペイドカードに関する部分)への対応について

### (2) 第12回(28年11月25日)

- ①金融制度ワーキング・グループの検討課題への対応について

## 7. 懇談会及び賀詞交歓会の開催

28年9月7日にホテルグランドヒル市ヶ谷において懇談会を開催し、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等合計175名が出席した。

29年1月11日にホテルグランドヒル市ヶ谷において賀詞交歓会を開催し、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等合計238名が出席した。

## XI 協会の組織体制の強化等

### 1. 会員数拡大に向けた取組み

事業者からの照会・相談の際や財務局との共催による資金決済法等に関する説明会の場等において、協会への理解と認知度をより一層高めるために、協会の事業活動等を紹介し、会員数拡大に向けた取組みを推進した。

### 2. 組織体制の強化

協会は、理事会・委員会等の諸会議の開催や相談業務に機動的に対応できる事務所機能の強化、新規職員の採用等による組織体制強化のために必要な事務所スペースを確保するため、27年12月に新事務所に移転を行ったところである。新事務所において、理事会及び委員会、金融庁との意見交換会等の諸会議、実務担当者向け研修会を開催するなどその有効活用に努めるとともに、新規職員を採用することにより組織体制を強化し、適切かつ円滑な業務運営に努めているところである。

## XII 会員及び役員の状況

### 1. 会員の状況

29年6月30日現在の会員の状況は、第一種会員が217社、第二種会員が65社、合計282社である。

### 2. 会員の異動

#### (1) 入会



当期中に以下のとおり18社の入会があった。

(内訳)

第一種会員 5社

	社名	入会日
1	株式会社アイックス	平成28年9月7日
2	株式会社ヒューマントラスト	平成29年1月11日
3	生活協同組合コープさっぽろ	平成29年1月11日
4	GMOペパボ株式会社	平成29年1月11日
5	株式会社メディロム	平成29年1月11日

第二種会員 13社

	社名	入会日
1	株式会社 bitFlyer	平成28年8月4日
2	イセ食品株式会社	平成28年8月4日
3	株式会社吉野家	平成28年8月4日
4	ヴァルテックス株式会社	平成28年9月7日
5	株式会社ヤマダファイナンスサービス	平成29年1月11日
6	株式会社フレッシュネス	平成29年1月11日
7	Any Pay 株式会社	平成29年1月11日
8	GMO Wallet 株式会社	平成29年1月11日
9	ナニワ商事株式会社	平成29年1月11日
10	沖縄ICカード株式会社	平成29年1月11日
11	株式会社オフィスプラント	平成29年3月30日
12	株式会社Liquid	平成29年3月30日
13	株式会社アンナフィユ	平成29年6月22日

(2) 退会

当期中に以下のとおり退会4社があった。

(内訳)

第一種会員 2社

	社名	退会日
1	東栄産業株式会社	平成29年3月10日
2	東日本高速道路株式会社	平成29年6月30日

第二種会員 2社

	社名	退会日
1	Game Bank 株式会社	平成28年9月30日
2	株式会社TSUTAYA	平成29年3月31日

(3) 会員資格喪失

会費の納入義務を1年以上履行しなかったため定款13条第1項第1号の規定に基づき以下のとおり1社が会員資格を喪失した。

第二種会員 1社

	社名	会員資格喪失日
1	株式会社 JAPAN CASH ALL	平成28年10月1日

(4) 会員種別変更

当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が12社あった。

	社名	変更日
1	インコム・ジャパン株式会社	平成28年7月14日
2	ななっく株式会社	平成28年8月29日
3	イセ食品株式会社	平成28年10月27日
4	株式会社ライフフィナンシャルサービス	平成28年11月28日
5	WorldRemit Ltd.	平成28年11月30日
6	株式会社E PARK	平成28年12月16日
7	株式会社吉野家	平成29年1月5日
8	株式会社フレッシュネス	平成29年2月1日
9	F S R Holdings 株式会社	平成29年2月10日
10	ワールドファミリー株式会社	平成29年4月5日
11	ナニワ商事株式会社	平成29年6月1日
12	株式会社理舎	平成29年6月13日

(5) 商号変更

当期中に以下のとおり商号変更した会員が2社あった。

	新商号	旧商号	変更日
1	GMO-Z. com コイン株式会社	GMO Wallet 株式 会社	平成29年4月1日
2	富士通クラウドテク ノロジーズ株式会社	ニフティ株式会社	平成29年4月1日

(6) 会員名簿

平成29年6月30日現在の会員名簿は別紙1のとおりである。

3. 役員の状況

平成29年6月30日現在の役員の状況は、理事18名、監事2名であり、役員名簿は別紙2のとおりである。

#### 4. 役員の異動

当期中に以下のとおり役員の異動があった。

##### (1) 任期満了 平成28年9月7日付

理事 鈴木 日出男 (出光クレジット株式会社 代表取締役副社長)

監事 石原 敦 (共立建設株式会社 執行役員営業本部長)

##### (2) 辞任 平成28年9月7日付

理事 溪 泰博 (株式会社みずほ銀行 個人マーケティング推進部長)

理事 浜川 一郎 (株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長)

## 附 属 明 細 書

「事業報告の内容を補足する重要な事項」として、「事業報告の附属明細書」に記載すべき事項はありません。